

高齢者と「現役世代」の医療費負担増を中止することを求める意見書

厚生労働省は「高齢者医療制度改革会議」で、後期高齢者医療制度にかわる新制度の費用負担のあらましと、その影響の試算を明らかにした。それによると10年後の年間保険料の本人負担は、新制度に移行する75歳以上が2万2,000円増、企業社員が入る健保組合では約3万円増となり、高齢者も「現役世代」も大幅な負担増になるものである。さらに70～74歳の窓口負担を1割から2割に倍加するとしている。

後期高齢者医療制度は高齢者を別建ての医療制度にし、国はこれまで老人医療費に占める国庫負担の割合を引き下げて医療費がふえれば高齢者の保険料を引き上げる制度を進めてきた。厚労省が示した新制度は、その根幹を引き継ぎ、高齢者に大幅な負担増を迫っているものである。

「現役世代」の負担増も深刻である。現行制度も新制度も75歳以上の窓口負担を除く医療給付費のうち約4割を「現役世代」からの「支援金」で賄い、現行制度では各保険者の加入者数を基本に「支援金」を分担していたものを保険者の報酬総額に応じた「総報酬割」に変えるという方針である。それによって負担増の比重が健保組合や共済組合に大きくなり、またどの保険の加入者にとっても負担増が重くのしかかることになるものである。

70～74歳の窓口負担の倍加は、前政権が国民の強い批判を浴びて凍結に追い込まれていたものを解除するものである。凍結の解除には高齢者医療制度改革会議でも異議が出ていて日本医師会の三上裕司常任理事は「軽症のときに（医療への）アクセスをよくして重症化させないことが医療費抑制には一番効く」と窓口負担増の再考を求めている。

よって、本市議会は、政府に対し、これ以上の高齢者と「現役世代」の医療費負担増を中止し、国民の合意で国民が安心できる制度への改革を図るとともに、受診抑制をひどくする窓口負担の引き上げは撤回することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子